

平成園指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。サービス事業者の選定又は推薦にあたり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

2. 事業者の内容

事業所名	平成園指定居宅介護支援事業所
所在地	〒019-0205 湯沢市小野字大沢田 221 番地
事業者指定番号	秋田県 0572800274 号
管理者・連絡先	鎌田 信 TEL: 0183-52-5210 FAX: 0183-52-5211
サービス提供地域	湯沢市全域

3. 事業所の職員配置

管理者	1名
介護支援専門員	専従4名、兼務1名
事務担当職員	1名

4. 営業時間

天災、その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き毎日
午前8時30分～午後5時15分
※ 上記時間外は営業していませんが、緊急時は電話相談が可能です。

5. サービスの内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業所との連携・調整
- ③サービス実施状況の評価
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦相談業務

6. 利用料金

基本料金	要介護1・2の場合	10,420円
	要介護3・4・5の場合	13,530円

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。
※ 利用者の保険料滞納のため、法廷代理受領ができなくなった場合、要介護に応じて金額（一ヶ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行します。後日、湯沢市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

※ 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合、上記金額をいただく場合もあります。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡など必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者家族秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 苦情相談窓口

- 事業所相談窓口 TEL：0183-52-5210 FAX：0183-52-5211
相談責任者 鎌田 信
対応時間 午前8時30分～午後5時15分
- 湯沢市福祉保健部長寿福祉課高齢介護班 TEL：0183-73-2111
○秋田県国民健康保険団体連合会（国保連） TEL：018-883-1550
○秋田県福祉サービス相談センター TEL：018-864-2726
（秋田県運営適正化委員会）

- 苦情解決第三者委員
（公正中立な立場で、苦情受付相談にのっていただける委員です）

- ・遠藤金也氏：(湯沢地区民生児童委員協議会会長)
- ・内藤ユミ氏：(雄勝地区民生児童委員)
- ・渡部タカ氏：(元雄勝中央病院看護部長)

※第三者委員の方々の連絡については、施設内に掲示してあります。
また、電話や文書での問い合わせにも対応いたしております。

12. 損害賠償について

サービス提供によりご利用様に生じた損害について、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用様の置かれた心身の状況などを斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。